

多子世帯への保育料の軽減

黒潮町では、少子化対策・子育て支援の一環として、次のいずれかに該当する児童の保育料を5月1日より無料とします。

- ①児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者）を3人以上養育している世帯の第三子以降3歳未満（年度当初の年齢）の児童が、保育所などに入所・入園している場合で、保育料納期限の10日前までに多子世帯保育料適用申請書が提出されている児童
- ②同一世帯から3人以上同時に保育所などを利用している場合で、3人目以降の児童が保育所に入所している児童

○申請・お問い合わせ

大方総合支所健康福祉課福祉係
☎ 43-2116（直通）
佐賀総合支所健康福祉課保険福祉係
☎ 55-3112（直通）

児童手当を引き続き受けるために「現況届」の提出は6月中にしてください

児童手当の目的

豊かで活力ある社会を将来にわたって維持していくためには、これからの未来をささえる子どもたちが、健やかに育ち幸せになることです。そのため、子育てにかかる費用の一部を児童手当として支給することにより、子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる方の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援することを目的としています。

この制度は、申請したあと認定を受けなければ、児童手当を受ける権利が発生しません。また、児童手当を受給している方も「現況届」の提出がない場合は手当が受けられなくなりしますので、忘れずに手続きをしてください。

続けて手当を受ける方は「現況届」を提出

児童手当などを受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この「現況届」は、毎年6

月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。「現況届」の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

現在、児童手当を受給されている方には、今年の「現況届」申請書を、5月末に郵送してまいります。今月中の提出をお願いします。

初めて申請する方は「認定請求書」を提出

出生や黒潮町への転入により、新たに受給資格が生じた場合、黒潮町役場窓口（公務員の場合は職場）に「認定請求書」の提出が必要です。

添付する書類

- ▶ 請求者の健康保険被保険者証など（厚生年金加入の方）
- ▶ 請求者の児童手当所得証明書（転入の方）
- ▶ 請求者の口座
- ※その他、必要に応じて提出する書類があります。
- ※児童手当は支給対象児童を養育している方に支給され

ます。ただし、所得制限限度額以上の所得がある場合には、支給されません。

児童手当等の額の変更の方は「額改定認定請求書」を提出

出生などにより、児童が増えた場合「額改定認定請求書」の提出が必要です。

注意

「認定請求書」「額改定請求書」は、申請のあった翌月分からになります。手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受給できなくなりますので、お早めの手続きをお願いします。

支給対象児童

- 児童手当
- 3歳未満の児童
- 小学校修了前特例給付
- 3歳以上12歳到達後最初の3月31日までの児童

支給額

- 児童手当（3歳未満）
一律 1万円

- 小学校修了前特例給付（3歳以上12歳年度末）
- 第一子 5千円
- 第二子 5千円
- 第三子以降 1万円

支払時期

- 児童手当等は原則として毎年、年3回（それぞれの月の前月分まで）支給となります。
- 2月（10月～1月分）
- 6月（2月～5月分）
- 10月（6月～9月分）

○お問い合わせ

大方総合支所
住民課 住基戸籍係
☎ 43-2800（直通）
佐賀総合支所
総務課 住基戸籍係
☎ 55-3701（直通）

